

【飯能市】
浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に向けた
民間事業者提案募集要項

〈令和 11 年 4 月開園〉

令和 8 年 8 月
飯能市こども支援部こども政策課

1 公募の目的及び概要

(1) 募集目的

飯能市立浅間保育所の建替えに伴い、同地区内において民間活力の活用により保育施設を整備・運営するため、民間事業者を募集するものです。

また、保育所の整備・運営と併せ、民間事業者のノウハウやアイデアによる保育所機能以外の事業の提案も受け付け、本市の課題解決を図るものです。

(2) 整備概要

本市が指定する市有地、または本市が指定する区域内において事業者自らが確保する土地で認可保育所を整備していただきます。

なお、保育所以外に、市または地域の課題解決に資する事業や機能を併せ持つことも可能とします。

(3) 整備地の概要

整備地番号	整備地の所在	整備地の概要
①	飯能市大字双柳 1493-2	・市有地 ・旧市営住宅浅間北団地跡地
②	飯能市大字双柳 1151-1 ほか	・市有地 ・現在、災害時一時避難所等として使用
③	事業者自らが確保する土地	・市が指定する区域内

(4) 保育所の定員

現在の浅間保育所と同規模の保育所を整備していただくことを想定しており、おおむね100人の定員数の設定とします。なお、現在の浅間保育所は1歳児から5歳児までを対象としていますが、本市の保育ニーズを踏まえ、0歳児からの受入れを前提とします。

(5) 保育所以外の事業等

保育所の整備に併せ、本市の課題解決に資する事業、または機能を併設する提案を受け付けます。

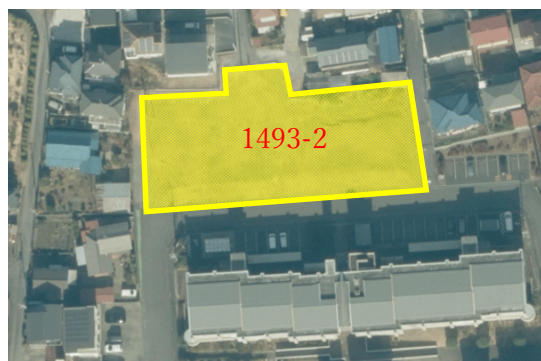
(6) その他

別途定めた「浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づいた提案を求めます。

2 土地概要及び土地・建物の条件等

(1) 土地・建物の概要及び条件

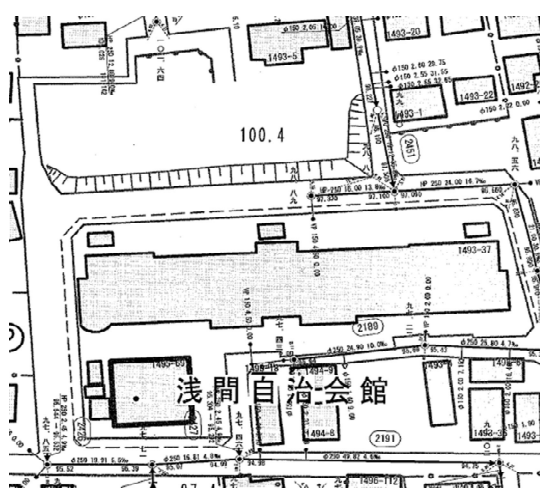
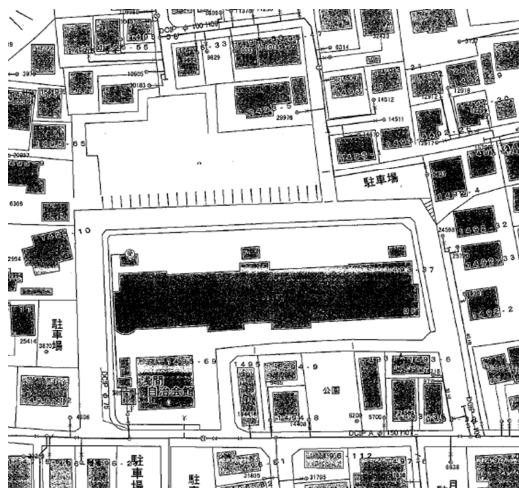
【整備地①】



所在地	飯能市大字双柳 1493-2
敷地面積	1,883.45 m ²
登記地目	宅地
所有形態	飯能市
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率／容積率	60％／200％
道路種別	南側：幅員 6.0m（建築基準法第 42 条第 1 項第 2 号） 東側：幅員 4.0m（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）
道路斜線制限	適用（適用距離 20m、勾配 1.25）
隣地斜線制限	適用（立上がり 20m、勾配 1.25）
北側斜線制限	なし
日影規制	高さ 10m 超の建築物に適用 （測定面 4m、規制時間 2.5 h） 高さ 5m～10m の建築物に適用 （測定面 4m、規制時間 4 h）
アクセス	西武池袋線「元加治駅」から直線距離約 1.8 km JR 八高線・西武秩父線「東飯能駅」から直線距離約 1.8 km

【参考】 ○上水道敷設状況

○下水道敷設状況



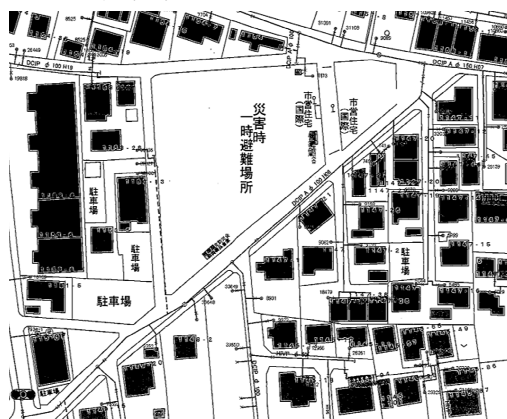
【整備地②】



所在地	飯能市大字双柳 1151-1	飯能市大字双柳 1151-10
敷地面積	3,038.38 m ²	632.25 m ²
登記地目	宅地	
所有形態	飯能市	
都市計画区域	市街化区域	
用途地域	第一種中高層住居専用地域	
建ぺい率／容積率	60％／200％	
道路種別	北側：幅員約 4.2m 西側：幅員約 4.2m 南側：幅員約 8.0m (いずれも建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)	東側：幅員約 4.2m 西側：幅員約 10.0m 南側：幅員約 8.0m (いずれも建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)
道路斜線制限	適用 (適用距離 20m、勾配 1.25)	
隣地斜線制限	適用 (立上がり 20m、勾配 1.25)	
北側斜線制限	なし	
日影規制	高さ 10m 超の建築物に適用 (測定面 4m、規制時間 2.5 h) 高さ 5m～10m の建築物に適用 (測定面 4m、規制時間 4 h)	
アクセス	西武池袋線「元加治駅」から直線距離約 1.6 km JR 八高線・西武秩父線「東飯能駅」から直線距離約 1.7 km	
その他	1151-1 の全部または一部の活用 1151-1 及び 1151-10 を活用	

【参考】

○上水道敷設状況



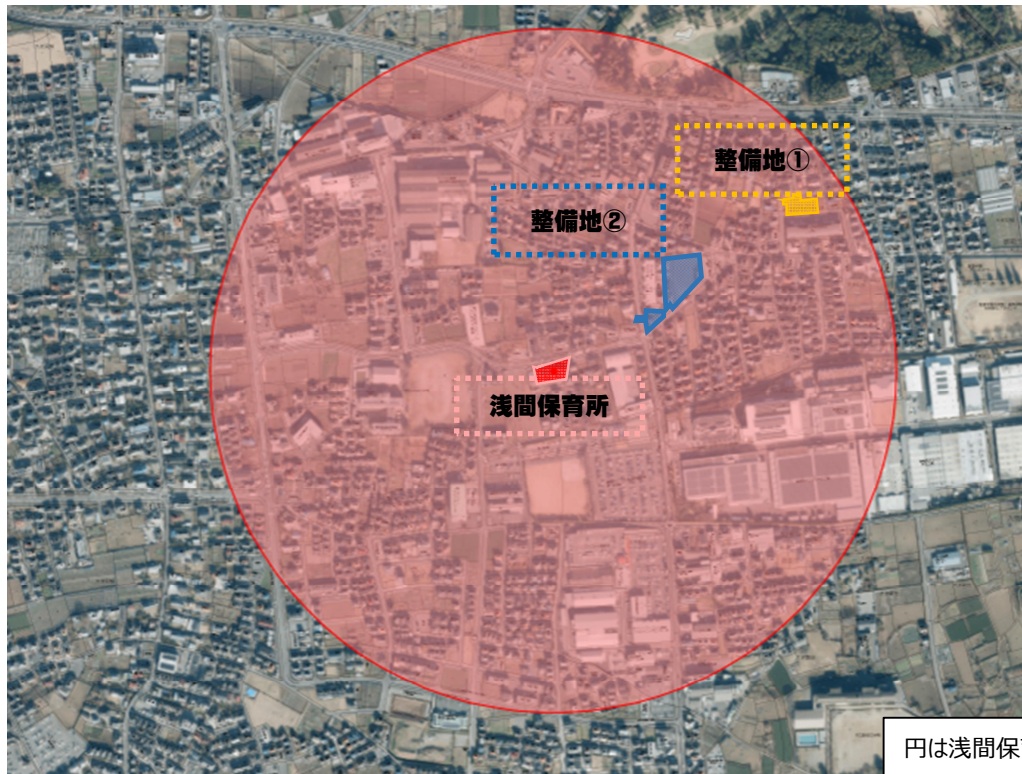
○下水道敷設状況



【整備地③】

浅間保育所からおおむね半径 500m 以内で、事業者自らが確保する土地
おおむね 1,500 m²以上の土地

(2) 位置図



3 浅間保育所及び地域の状況

(1) 浅間保育所の状況

設置年月日:昭和 49 年 6 月 1 日

建築年:昭和 48 年

所在地:飯能市大字双柳 1185 番地の 3

延床面積:507.31 m²

構造:鉄筋コンクリート造

耐震化:耐震診断未実施

定員:100 人 児童数:94 人(令和 8 年 4 月 1 日現在)

入所年齢:1 歳児から

保育時間:月曜～金曜日 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分

土曜日 午前 7 時 30 分～午後 1 時 30 分

休所日:日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び同月 3 日)

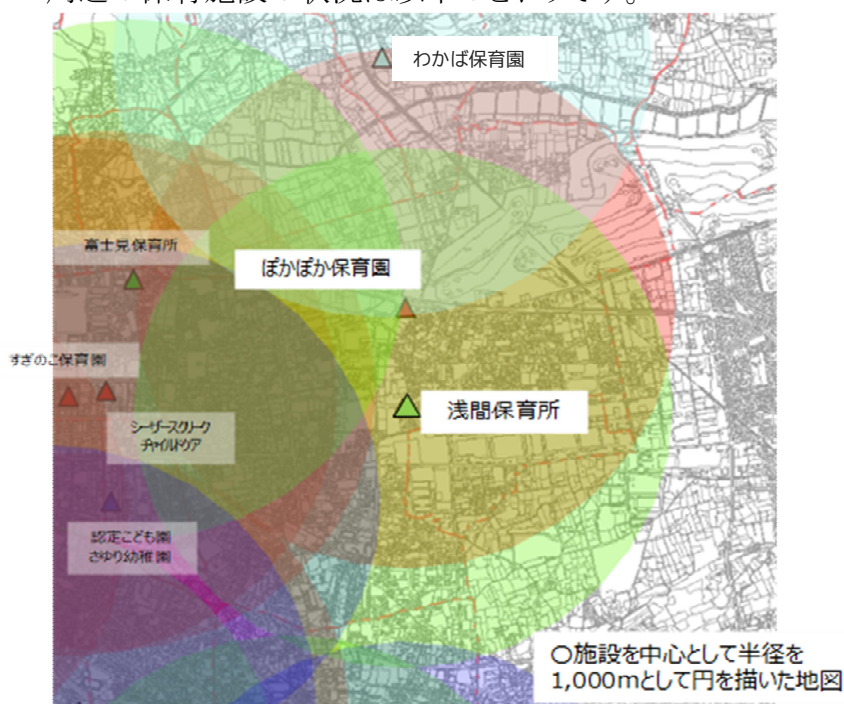
(2) 地域の状況

浅間保育所周辺地域においては、土地区画整理事業が進み、地区人口は増加傾向にありますが、数年後から徐々に地区人口が減少する見込みとなっています。

また、地区の未就学児の人口は今後 10 年間で約 35%減少するものの、一定数の未就学児が見込まれます。

さらに、富士見保育所(公立)の閉所に伴い、周辺地域の保育ニーズに対応するための受け皿が必要となります。

周辺の保育施設の状況は以下のとおりです。



4 応募の条件

(1) 開園等の時期

令和 11 年 3 月 31 日までに保育所等の整備を完了し、保育が提供できる体制を整え、令和 11 年 4 月 1 日に開園することとします。

(2) 保育の内容

保育の運営に当たっては、各種法令、基準等を遵守し保育を実施することとし、「飯能市こども計画」の基本理念「こども・若者が自分らしく成長できるまち はんのう」を踏まえ、一人ひとりの個性や発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、質が高く、多様なニーズに応える保育環境を整備し、基本目標に掲げる「こどもが健やかに育つ環境づくり」に資する保育を行うこととします。

また、「飯能市立保育所」における以下の保育方針を継承し、これに沿った保育を行うものとします。

〈飯能市立保育所の保育方針〉

- ・養護と教育が一体となって豊かな人間性をもつ子どもを育てる保育
- ・自然とのふれあいの中でのびやかな感性や表現力を育む保育
- ・保護者(家庭)や地域に信頼される保育

(3) 保育日及び保育時間

保育日及び保育時間は、現在の浅間保育所の保育日及び保育時間を下回るということがないよう保育を実施することとします。

なお、休園日は原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から同月 31 日まで並びに 1 月 2 日及び同月 3 日)を休園日とします。ただし、当該日を開園日とし、休日保育を実施することは妨げません。

(4) 利用定員及び受入対象年齢

開園時の利用定員は、おおむね 100 人とし、受入対象を 0 歳児から 5 歳児までの未就学児とします。

(5) 任意の提案等

本市の課題解決を図るため、保育所の整備・運営と併せ、保育所機能以外の事業の実施や機能の整備の提案を受け付けます。

本市が希望する提案内容は以下のとおりです。

- ア 一時預かり保育事業
- イ 延長保育
- ウ 休日保育
- エ 障害児通所サービス

オ 乳児等通園支援事業

カ その他、本市または地域の課題解決に資する事業又は機能

(6) 施設・設備等の整備の条件

ア 「児童福祉法」、「建築基準法」、「消防法」、市条例等の関係法令を遵守すること。

イ 各種調査、及び必要な許認可の取得等については、事業者の責任と費用負担において行うこと。

ウ 近隣住民の生活に配慮し、安全対策等を講じること。

エ 車による送迎に対応できる駐車スペースを確保すること。

オ 児童の保護者、地域住民等への説明を丁寧に行い、理解を得るよう努めること。

カ その他、近隣及び地域住民生活に配慮した施設及び設備とすること。

(7) 運営の条件

ア 「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」及び市条例等の関係法令を遵守すること。

イ 入所児童は、本市が保育の必要性について認定し、利用調整のうえ、決定した児童とすること。

ウ 児童の保護者、地域住民等に対する丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めること。

エ 浅間保育所で勤務する保育士等の会計年度任用職員の雇用について、本人の意思を確認したうえで、事業者が継続して雇用できるよう努めること。

(8) 土地賃貸借

ア 土地賃貸借料

市有地(整備地①又は②)で施設を整備しようとする場合は、本市の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」及び「飯能市財産規則」に基づき、土地の賃貸借料を支払うものとします。

なお、賃貸借料については、以下により算出した金額以上で賃貸借料を提案していただきます。

参考:土地の貸付料年額(営利目的利用以外の場合)

固定資産評価額(固定資産評価額)×1.75/1,000×12か月×貸付面積)
(令和8年度:固定資産評価額)

土地の所在	近傍宅地の価格
飯能市大字双柳 1493-2	48,000 円/㎡
飯能市大字双柳 1151-1	50,400 円/㎡
飯能市大字双柳 1151-10	50,400 円/㎡

また、賃貸借期間は30年を上限とします。ただし、更新することは可能です。

イ 原状回復

事業者は、賃貸借期間の終了にあたり、本市が現状のままで返還することを承認した部分を除いて、賃貸借前の状態に回復して返還してください。この場合、事業者は本市に一

切の補償を請求することはできません。

(9) その他

保育所及びその他の事業の整備・運営等に関する詳細事項は、事業者選定後、市と事業者の協議において協議していくものとします。

また、利用児童の保護者等、事業者及び市による三者協議も行うこととします。

5 応募資格

応募資格については、以下の要件を満たすこととします。

- (1) 認可保育所、認定こども園等の認可保育事業の運営実績のある法人で、応募時点で既に認可されていること。
- (2) 応募者及び法人の代表者が拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。
- (3) 令和 8 年 4 月 1 日時点で、認可保育所、幼稚園又は認定こども園を 3 年以上継続して運営していること。
- (4) 過去 5 年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令(改善後 1 年以上適切な運営がなされている場合を除く。)若しくは認可取り消しがなされた又は一般指導監査等における重大な指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと(教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業も含む。)
- (5) 保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- (6) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (7) 本市の保育事業の一翼を担う認可保育所であることを十分理解し、本市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (8) 本要項に定めるもののほか、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、国の通知通達、条例、要綱等の関係規定及び本市の指導を遵守できること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4(一般競争入札の参加者の資格)の規定及び次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - イ 応募日前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
 - エ 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の制限又は規制に違反している者
 - オ 法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税、その他飯能市税及び社会保険料、労働保険料等を滞納している者
 - カ 本市の指名停止措置を応募期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者
 - キ 飯能市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 21 号)第 2 条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ク 過去 5 年間、保育施設・事業所の整備において、整備の遅延や開園前の施設長・管理者の予定者の交代等により、予定日までに開園できない、又は開園が危ぶまれる者でないこと。

6 審査項目等

事業者の選定は、「飯能市公立保育所あり方についての庁内検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、書類審査及びヒアリング審査を通じて総合的に評価及び審査を行います。

以下の項目について審査を行い、評価基準については別紙２に定めるとおりです。

（１）保育所運営の基本的事項

- ア 運営理念・保育理念等
- イ 保育・教育の提供内容（提供日及び時間、利用定員、園行事の取組等）
- ウ 安全・安心対策
- エ こどもの健康・衛生管理
- オ 要配慮児の受け入れ
- カ 虐待防止措置
- キ 個人情報の取扱い及び苦情解決体制

（２）応募事業者に関する事項

- ア 施設運営実績
- イ 運営・管理の透明性
- ウ 経済的基礎
- エ 経営体制

（３）保育従事者に関する事項

- ア 職員の配置内容及び確保策
- イ 職員に対する研修計画

（４）保育の内容について

- ア 年齢別の保育プログラムの内容
- イ こどもの発達に基づいた個別支援の内容
- ウ 質の高い保育の提供のための取組（評価方法等を含む。）
- エ 給食の提供について（アレルギー対応、離乳食対応、食育等）

（５）保育所等の整備内容について

- ア 土地の利活用イメージ（施設、駐車場及び屋外遊技場レイアウト等も含む。）
- イ 保育環境イメージ（施設内レイアウト・設備等）

（６）保護者及び地域住民との関わり

- ア 浅間保育所の保育の引継ぎ

- イ 保護者との連絡・連携に関する取組
- ウ 地域との良好な関係づくりに関する取組

(7) 近隣住民等への配慮に関する事項

- ア 施設整備に伴う隣接者や近隣住民等への説明等の計画
- イ 施設運営に伴う隣接者や近隣住民等への配慮

(8) 施設整備計画に関する事項

- ア 事業着手の確実性（事業者自らが整備地を確保しようとする場合は、整備地取得の確実性も含む。）。
- イ 整備スケジュールの妥当性
- ウ 土地賃貸借料の提案内容（市有地以外の提案の場合加点なし）

(9) 任意要件に関する提案内容（任意要件の提案がなければ加点なし）

- ア 市民への貢献度
- イ 本市の方針との親和性
- ウ 保育運営と提案内容の連携に関する工夫

7 応募の手続き

(1) エントリーシートの受付

本公募へ参加表明する場合は、様式1「エントリーシート」をEメールにて提出してください。

なお、エントリーシート提出後、辞退する場合は、様式2「エントリー取下書」をEメールにて提出してください（送信先：kodomo@city.hanno.lg.jp）。

(2) 質問の受付

本事業に関し、質問がある場合は、様式3「質問シート」をEメールにて提出してください（送信先：(1)に同じ。）。

質問は募集要項公表後、及び現地見学会実施後に、それぞれ質問期間を設けます。質問に対する回答は、市ホームページで公開します。

(3) 現地見学会及び説明会の開催

エントリーシートを提出した事業者に対し、現地見学会及び説明会を実施します。

参加を希望される場合は、様式4「現地見学会・説明会参加申込書」をEメールにて提出してください（送信先：(1)に同じ。）。

(4) 応募書類の受付

応募に関する提出書類は別紙1「提出書類一覧」の⑤から⑰までです。

所定の様式以外は、原則としてA4判縦（図面はA3判）とし、提出書類一覧の⑤から⑰までを順番に並べ、インデックスを付してファイリングの上、正本1部、副本1部（コピー可）及び電子データ（PDF形式で）をDVD等の媒体で提出してください。

提出期限までに応募書類の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

(5) 応募書類の提出先等

応募書類の提出先等は以下のとおりです。

ア 提出先

埼玉県飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所本庁舎別館2階
飯能市こども支援部こども政策課

イ 提出期間

令和8年9月7日（月）から10月26日（月）まで
（土・日・祝祭日を除く。）

ウ 提出書類

別紙1参照

エ 提出方法

電話予約（042-973-2111 内線411）のうえ、上記提出先に持参してください。

(郵送、ファックス、Eメール等による提出は不可)

※ 遅延等により受付期間を経過した場合は、理由を問わず応募を受け付けません。

※ 開庁時間及び電話対応時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までです。

(6) 公募及び事業のスケジュール

公募及び事業のスケジュールは以下のとおりです。

変更等が生じた場合は、市ホームページでお知らせします。また、応募事業者に連絡します。

募 集	募集要項の公表	令和 8 年 8 月 5 日(水)
	エントリーシート受付	令和 8 年 9 月 4 日(金)まで
	第1回質問受付	令和 8 年 8 月 5 日(水)から 8 月 14 日(金)まで
	第1回質問に対する回答	令和 8 年 8 月下旬
	現地見学会及び説明会の参加申込み	令和 8 年 8 月 18 日(火)
	現地見学会及び説明会の実施	令和 8 年 8 月下旬
	第2回質問受付	現地見学会実施日から 9 月 4 日(金)まで
	第2回質問に対する回答	令和 8 年 9 月下旬
	応募書類の受付	令和 8 年 10 月 26 日(月)まで
	ヒアリングの実施	令和 8 年 11 月 5 日(木)
選 定	事業者選定	令和 8 年 11 月上旬
	審査結果の通知	令和 8 年 11 月中旬
協 議	協議	令和 8 年 12 月頃から
	協定締結	令和 9 年 2 月頃
整 備	保育所整備(設計・建設)	令和 9 年度から令和 10 年度末まで
民 営 化	保育所開園(民営化)	令和 11 年 4 月 1 日

8 審査・評価

(1) ヒアリングの実施

提出された応募書類に対する説明及び質疑応答を求めるため、ヒアリングを実施します。

ア 当日の出席者は5人以内とし、全ての者がこの事業に携わる者としします。可能な限り事業責任者、施設長就任予定者の出席をお願いします。

イ ヒアリングに参加しない場合、又は災害や公共交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な理由がなく、指定時刻に遅れた場合は失格とします。

ウ 応募書類以外にプレゼンテーションで使用する資料（電子データ、紙媒体を問わない）がある場合は、指定する方法及び部数を事前に提出していただきます。

エ 当日、スクリーン等への画像投影を行う場合はあらかじめ申し出てください。市で用意する投影機器以外を使用する場合は当日持参してください。

オ 事業者によるプレゼンテーションは15分以内とし、質疑は20分程度を予定しています。

カ ヒアリングは非公開とします。

(2) 審査・評価及び優先交渉権者等の選定

検討委員会において、審査基準に基づき審査及び評価し、最優先交渉権者及び次点者を選定します。応募が1事業者の場合も審査を行うこととします。

(3) 審査結果の取扱い

ア 審査結果は、提案者に通知し後日公表します。

イ 審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けません。

9 協議及び協定締結

(1) 提案内容等についての協議及び協定

- ア 最優先交渉権者として決定した事業者と提案の内容等に関して必要な協議を行い、協定内容の交渉を行います。
- イ 最優先交渉権者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は最優先交渉権者の本公募における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者との交渉を行います。
- ウ 協定の内容は、協議内容及び応募書類に基づき、本市と事業者が協議のうえ決定します。
- エ 事業を進めるに当たっては、保護者等、事業者及び市の三者による協議を行うものとします。
- オ 市は、協定締結後においても、事業者が本提案における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、協定の解除ができるものとします。

10 その他

(1) 提案に係る各種計画等との整合

飯能市総合振興計画、飯能市こども計画、ガイドライン及びその他本市の各種計画に基づき、本市の政策の実現に資する内容を提案してください。

(2) 提案書作成等に係る費用負担

提案書及びその他の提出書類の作成に係る費用及び調査に係る費用等は、事業者の負担とします。

(3) 提案書の取扱い

ア 提出された全ての書類は返却しません。

イ 事業者のノウハウ等、知的財産保護の観点から、原則提案書の公表はしません。

ウ 提出書類については、飯能市情報公開条例の対象となり、同条例の規定により、開示する場合があります（不開示情報を除く。）。

(4) 失格の事由

ア 参加表明した者が、次のいずれかに該当する場合、失格とすることがあります。

- ① 検討委員会委員、その他関係者に、本募集に関して不正な接触、又は要求をした場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ④ ヒアリングに出席しない場合
- ⑤ 選定された後に「5 応募資格」の要件を満たさなくなった場合
- ⑥ 上記のほか、本市が不適切と認める場合

(5) 追加資料の提出

提出された書類に関して、本市から内容確認の問い合わせ、又は追加資料の提出を事業者に求めた場合、資料を提出していただきます。

(6) 市有地以外の土地を提案する場合

整備地③の市有地以外の土地での整備を提案する場合は、土地の概要が分かる書類として、以下の書類を提出してください。

ア 土地登記事項証明書

イ 公図

ウ 位置図

エ 土地利用に関する調査・確認の結果(ある場合)

オ 土地取得(賃借)に関する仮契約書、又は承諾書等(ある場合)

(7) 財政的支援

ア 保育所整備に関する財政的支援

項目	支援の内容
就学前教育・保育施設整備交付金	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱による。
飯能市保育所等施設整備事業補助金	飯能市保育所等施設整備事業補助金交付要綱による。

イ 運営に関する財政的支援

項目	支援の内容
保育給付費	公定価格に基づく。
飯能市民間保育園運営改善費補助金	飯能市民間保育園運営改善費補助金交付要綱による。

※ 上記ア及びイの財政的支援は、予算の範囲内で交付するものであり、また、国の事業採択がされない場合など、交付金を交付できない場合があります。

※ その他の事業を併せて実施する場合であって、対象となる交付金等がある場合には、事業者及び本市の協議とします。

●提出書類一覧

項目		内容	様式	チェック
①	エントリーシート	参加表明	様式 1	☐
②	エントリー取下書	参加表明を取り下げる場合	様式 2	☐
③	質問シート	質問がある場合（第 1 回・第 2 回）	様式 3	☐
④	現地見学会・説明会参加申込書	市が指定する期間に提出	様式 4	☐
⑤	事業者の概要	役員状況、資産・負債の状況、法人履歴、他の経営施設の状況	任意様式	☐
		代表者の履歴	任意様式	☐
		既運営施設又は事業に関する資料（パンフレット等、概要が分かるもの）	任意様式	☐
		国、県、及び市町村税に滞納がないことの証明	原本	☐
		代表者の所得税及び住民税に滞納がないことの証明	原本	☐
⑥	定款又は寄付行為	最新のもの	原本写し	☐
⑦	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	参加表明前 1 か月以内に発行されたもの	原本	☐
⑧	決算書等	直近 3 年間の決算書類 ※社会福祉法人は、計算関係書類も提出のこと ※計算関係書類：貸借対照表、収支計算書、同付属明細書	任意様式	☐
⑨	事業者の概要	代表者の履歴	任意様式	☐
⑩	誓約書兼同意書	・各種税、保険料、利用料等に滞納がないこと、及び各種提出書類に虚偽がないことについての誓約 ・関係機関等に対し、納付状況等の調査・確認することへの同意	様式 5	☐
以下「提案書」一式				
⑪	整備の概要（整備地③の場合）	土地登記事項証明書	原本	☐
		公図	原本	☐
		位置図	任意様式	☐
		土地利用に関する調査・確認の結果（ある場合）	任意様式	☐
		土地取得（賃借）に関する仮契約書、又は承諾書等（ある場合）	原本写し	☐
⑫	保育所等整備計画	保育所等の整備に係る計画書	任意様式	☐
⑬	保育所等運営計画	保育所等の運営に係る計画書	任意様式	☐
⑭	整備スケジュール	開所までの工程表	任意様式	☐
⑮	運営方針等説明書	(1) 保育所運営の基本事項 (2) 応募事業者に関する事項 (3) 保育従事者に関する事項 (4) 保育の内容 (5) 保育所等の整備内容 (6) 保護者及び地域との関わり (7) 近隣住民等への配慮に関する事項 (8) 施設整備計画に関する事項 (9) 任意要件に関する提案内容	任意様式	☐
⑯	資金計画書	施設整備及び運営の収支計画	任意様式	☐
⑰	土地賃貸借料提案書	土地賃料の提案額（整備地①又は②の場合）	様式 6	☐

審査項目及び配点

項目		点数
1	保育所運営の基本的事項	35
	ア 運営理念・保育理念等	5
	イ 保育・教育の提供内容（提供日及び時間、利用定員、園行事の取組等）	5
	ウ 安全・安心対策	5
	エ こどもの健康・衛生管理	5
	オ 要配慮児の受け入れ	5
	カ 虐待防止措置	5
	キ 個人情報の取り扱い及び苦情解決体制	5
2	応募事業者に関する事項	20
	ア 施設運営実績	5
	イ 運営・管理の透明性	5
	ウ 経済的基礎	5
	エ 経営体制	5
3	保育従事者に関する事項	10
	ア 職員の配置内容及び確保策	5
	イ 職員に対する研修計画	5
4	保育の内容	20
	ア 年齢別の保育プログラムの内容	5
	イ こどもの発達に基づいた個別支援の内容	5
	ウ 質の高い保育の提供のための取組（評価方法等を含む）	5
	エ 給食の提供について（アレルギー対応、離乳食対応、食育等）	5
5	保育所等の整備内容について	10
	ア 土地の利活用イメージ（施設、駐車場及び屋外遊技場レイアウト等も含む）	5
	イ 保育環境イメージ（施設内レイアウト・設備等）	5
6	保護者及び地域との関わり	15
	ア 浅間保育所の保育の引継ぎ	5
	イ 保護者との連絡・連携に関する取組	5
	ウ 地域との良好な関係づくりに関する取組	5
7	近隣住民等への配慮に関する事項	10
	ア 施設整備に伴う隣接者や近隣住民等への説明等の計画	5
	イ 施設運営に伴う隣接者や近隣住民等への配慮	5
8	施設整備計画に関する事項	15
	ア 事業着手の確実性（整備地を事業者が自ら確保しようとする場合は整備地取得の確実性も含む）	5
	イ 整備スケジュールの妥当性	5
	ウ 土地賃貸借料の提案内容（市有地以外の提案の場合加点なし）★	5
9	任意要件に関する提案内容（任意要件の提案がなければ加点なし）	15
	ア 市民への貢献度★	5
	イ 市の方針との親和性★	5
	ウ 保育所運営と提案内容の連携に関する工夫★	5
合計		150

【審査方法】

各委員が審査項目ごとに5段階評価を行い、その平均（小数点第2位以下四捨五入）を最終点数とし、一番高い点数、かつ以下に示す最低点数以上の提案を採択する。

【選定に関する最低点数】

選定に係る最低点数は、★印のある審査項目を除き、78点とする。この点数未満の提案は採択しない。